

令和8年度

真庭市有林J-クレジット共同創出業務に係る

公募型プロポーザル実施要領

真 庭 市

1. 業務概要

- (1) 目的 真庭市は、森林経営計画（属人）を策定している約 6,286ha の内、平成 30 年度以降に保育を実施した約 610ha を対象に、脱炭素社会の実現に貢献や森林整備、地域経済の活性化を目的に J-クレジット制度に基づくクレジットの創出に取り組む。本業務は、J-クレジット制度に基づく、プロジェクト登録からクレジット創出、販売までを共同で実施することを目的とする。
- (2) 業務名 真庭市有林 J-クレジット共同創出業務
- (3) 業務内容 別紙「真庭市有林 J-クレジット共同創出業務仕様書」とおり
- (4) 業務期間 協定締結日～クレジットの認証対象期間最終年の翌年度末まで

2. 参加資格

プロポーザルに参加できる者(提案者となろうとする者)は、次に掲げる事項を満たす者でなければなりません

- (1) 真庭市に入札参加資格審査申請書【役務】を提出し、入札参加資格者名簿に登録済みであること又は入札参加資格者名簿に未登録の場合には、プロポーザル参加資格確認書類(様式 7)を提出し、内容の確認を受けたものであること
- (2) 地方自治法施行令(昭和 22 年 5 月 3 日政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと
- (3) 公示日現在から受託候補者特定の日まで真庭市建設工事等入札参加資格者に係る指名停止規程による指名停止を受けていないこと
- (4) 破産法(平成 16 年法律第 75 号)の規定により破産の申立てがなされていないこと
- (5) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続き開始の申立てをしていないこと又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続き開始の申立てをしていないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く
- (6) 次のアからオまでのいずれの場合にも該当しないこと
 - ① 役員等(法人にあっては役員(非常勤の者を含む)、支配人及び支店又は営業所(市との契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ)の代表者を、法人格を持たない団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。以下同じ)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ)であると認められるとき
 - ② 暴力団(暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき
 - ③ 役員等が、その属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき
 - ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき
 - ⑤ 上記ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき

- (7) 本業務について、十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること及び本市の指示に柔軟に対応できること
- (8) J-クレジット森林管理プロジェクトの登録申請、J-クレジット認証申請、J-クレジット販売の登録から販売までの全ての経験を有すること(他者からの業務受託を含む)
- (9) 本業務に配置される担当者として、以下のいずれかの資格を有する者を1名以上配置すること。
- ・技術士(森林部門)
 - ・林業技士(林業経営、森林評価、森林総合管理のいずれかの部門)
 - ・森林情報士(森林航測、森林リモートセンシング、森林GISのいずれかの部門)
- (10) 本業務は単独の法人による提案・実施を前提とし、共同企業体(JV)その他複数事業者による共同提案は認めない。なお、受託者は、本業務の一部について第三者へ再委託することができる。ただし、再委託にあたっては以下の条件を満たすこととする。
- ①再委託の範囲は、本業務の主たる部分を除く補助的業務に限ること
 - ②再委託先の選定及び管理については受託者が一切の責任を負うこと
 - ③再委託先の名称、業務内容等を提案書に明記すること(未定の場合はその旨記載)

3. 参加表明手続

(1) 参加表明書の提出

参加希望者は、次のとおり参加申込書及び資料(以下「参加申込書等」という。)を提出してください。なお、期限までに参加申込書等を提出しない者又は参加資格要件に該当しないと認められた者はこのプロポーザルに参加することができません。

① 提出書類

ア プロポーザル参加申込書【様式1】 原本1部

イ 会社の概要が分かるパンフレット等 1部(※【様式4】の提出でも可)

ウ 参加資格審査確認申請書【様式7】 原本1部 ※真庭市入札参加資格者名簿未登録の場合

② 提出期限：令和8年7月21日(火) 17時まで(必着)

③ 提出場所：〒719-3292 真庭市久世2927番地2

真庭市 産業観光部 林業・バイオマス産業課

④ 提出方法：持参又は郵送によること。

なお、郵送で提出する場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法としてください。

(2) 参加資格の確認等

① 参加資格要件の確認及び企画提案書提出要請

「2. 参加資格」に定める参加資格要件に該当するか確認を行い、令和8年7月24日(金)までに次に掲げる事項を記載した結果確認通知書をメールにて通知します。併せて参加資格要件を有する者に企画提案書の提出を要請します。

ア 提出者に参加資格があると認めるとき 参加資格がある旨及び所定の期限までに企画提案書の提出を依頼する旨

イ 提案者に参加資格がないと認めるとき 参加資格がない旨及びその理由並びに所定の期限までに理由について説明を求めることができる旨

② 参加資格を有しないと認められた者は、その理由について書面(様式は任意)により市長に対し説明を求

めることができます。

4. 質問の受付及び回答

仕様書の内容及び提案書等の提出に関する参加者の質問は、別添「質問書【様式2】」を下記により提出してください。

- (1) 提出期限：令和8年7月7日（火）17時まで
- (2) 提出方法：別添の質問書【様式2】により、電子メールにて提出してください。
メール biomass@city.maniwa.lg.jp
※電子メール以外の方法で提出された質問に対しては回答しません。
- (3) 提出先：真庭市産業観光部林業・バイオマス産業課
- (4) 回答予定日：令和8年7月10日(金)
- (5) 回答方法：市公式ホームページに掲載

5. 企画提案書等の作成及び提出

(1) 提出書類・必要部数

- ① 企画提案書提出届【様式3】 原本1部
- ② 会社等の概要(任意様式) (※様式4の提出でも可) 原本1部、副本6部
- ③ 業務実績調書【様式5】 原本1部、副本6部
過去10年間に行った業務の実績を記入し、新しい年度の実績から順に、その概要を記載すること。また、業務実績の内容(項目)が確認できる書類を添付すること。
- ④ 予定業務担当者調書【様式6】 原本1部、副本6部
予定業務担当者の氏名、経歴、実績について記入すること。同種または類似業務経歴については、最大5件まで記載すること。
- ⑤ 企画提案書(任意様式) 原本1部、副本6部
特に必要がある場合を除いてA4版の用紙を用いること。また、使用する言語は日本語とし、フォントは10.5ポイント以上の大きさとして、次の点を全て満たすこと。
 - ・「7. 企画提案書」に記載する事項の項目について、もれなく記載すること。
 - ・簡潔に記載し、文書を補完するためのイメージ図・イラスト等の使用は可とし、見やすさに配慮すること。
 - ・本文の各ページには、ページ番号を記載すること。
 - ・企画提案書の表紙を除く全てのページにおいて、会社名及び会社のロゴ等を記載しないこと。
 - ・企画提案書本文は、20ページ以内(両面印刷可) にすること。
 - ・企画提案書の内容について、2通り以上に解釈できるような記載はしないこと。また、企画提案書の記載内容に不整合があった場合は、本市に有利な記載内容を正とみなすものとする。

(2) 提出期限等

- ① 提出期限：令和8年8月7日(金) 17時まで
- ② 提出場所：真庭市産業観光部林業・バイオマス産業課
- ③ 提出方法：持参又は郵送によること。

なお、郵送で提出する場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法としてください。

6. 企画提案書に記載する事項

(1) 実施方針・業務実施体制等

次の事項について記載すること。また、関係機関、企業、団体等と連携もしくは再委託を行う場合は、その内容についても必ず記載すること。

① 実施方針

業務の実施方針・実施手順

② 実施体制

業務に当たっての組織体制(組織図)、また、業務ごとの人員配置

③ 遂行能力

業務担当者が、以下の項目に精通していることが客観的に判断できる主な実績や、資格、職務経歴など

- ・ J-クレジット制度、森林管理プロジェクトの登録申請、J-クレジット認証申請
- ・ 森林由来J-クレジットの販売
- ・ 森林整備・林業振興に関するコンサルティング業務

(2) 提案の内容

次の事項について提案の内容を記載すること。

① J-クレジット制度におけるプロジェクト登録・認証発行

- ・プロジェクト登録・認証発行に必要な資料の確認
- ・J-クレジット発行対象林分の特定・現地確認
- ・J-クレジット発行対象林分に関するデータ整備
- ・プロジェクト計画書の作成
- ・J-クレジット発行対象林分に関するモニタリング
- ・モニタリング報告書の作成
- ・審査機関対応(プロジェクト妥当性確認・検証時)

② 森林由来J-クレジットの販売および収益還元について

創出したJクレジットの販売は共同創出者が行い、販売収益のうち、提案された収益還元率に基づき市へ還元するものとする。なお収益還元率の算定根拠および適用条件等については明確に示すものとする。

※基礎情報は、別紙1の「真庭市有林J-クレジット共同創出業務仕様書」を参照すること。

③ その他

- ・J-クレジットの取組拡大(普及展開など)について
- ・業務を通じて作成したデジタルデータの活用について
- ・J-クレジットを通じた民間企業との連携について
- ・その他ア・イに該当しない業務の目的に沿った提案事項

(3) 業務工程

全体の工程がわかるように、業務ごとの工程を表形式で記載すること。

7. 審査方法

プロポーザルの審査は以下のとおりとします。

(1) 第1次審査(書類審査)

提出された企画提案書を下記 8 (1)で示す審査基準に基づいて審査し、高い評価を得た提案者を選考します。ただし、プロポーザルの提案者が少数である場合等は、第 1 次審査を省略し、第 2 次審査において提出書類審査及びヒアリング等による審査を実施できるものとします。

実施日：令和 8 年 8 月 1 9 日(水) ※予定

(2) 第 2 次審査(ヒアリング等による最終審査)

第 1 次審査により選考された者に対し企画提案についてのプレゼンテーション及びヒアリング等を実施し、第 1 次審査の点数に第 2 次審査の点数を加算し、最も優れている提案を特定します。

実施日：令和 8 年 8 月 2 6 日(水) ※予定

(3) 開催形式

真庭市役所本庁舎 2 階大会議室(1)【真庭市久世 2 9 2 7 番地 2】で実施する。

企画提案書等に基づくプレゼンテーション 1 5 分及び質疑応答 5 分の計 2 0 分とする。

出席者数は 3 名以内とし、実際に業務に従事する技術者を最低 1 名含めること。

(3)審査結果の通知

①第 1 次審査

審査結果を書面により通知します。なお、選考された者のみ、ヒアリング等を実施する旨を通知します。

②第 2 次審査

審査結果をメールにより通知します。

8. 審査基準及び配点

プロポーザルは以下の審査基準に基づき審査します。

- | | |
|-------------------------|---------------|
| (1) 業務実績・業務実施体制 | 2 0 / 1 0 0 点 |
| (2) ヒアリング等の内容(第 2 次審査時) | 8 0 / 1 0 0 点 |

9. 日程

募集開始	令和 8 年 6 月 2 9 日
質問受付締切	令和 8 年 7 月 7 日 1 7 時まで
質問回答	令和 8 年 7 月 1 0 日
参加意思表示	令和 8 年 7 月 2 1 日 1 7 時まで
参加資格確認	令和 8 年 7 月 2 4 日
企画提案書等受付締切	令和 8 年 8 月 7 日 1 7 時まで
第 1 次審査	令和 8 年 8 月 1 9 日 ※予定
第 2 次審査	令和 8 年 8 月 2 6 日 ※予定
結果通知	選定審査後、速やかに通知する
協定締結	令和 8 年 9 月下旬 ※予定
業務開始	協定締結後

10. 失格事項

本プロポーザルの提案者若しくは提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とします。

- (1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの
- (3) 提案書等提出期限後に参考見積書内の金額に訂正を行ったもの
- (4) ヒアリング等に出席しなかったもの
- (5) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの
- (6) 審査において総評価点が60点未満又は大項目に0点があるもの

1 1. 協定

受託候補者特定後、協定締結に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに協定を締結します。

1 2. その他留意事項

- (1) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めません。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、入札参加停止措置を行うことがあります。
- (3) 提出書類は返却しないとともに、提出者の特定以外には提出者に無断で使用しません。
- (4) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とします。
- (5) 「予定業務担当者調書」に記載した配置予定の業務担当者は、原則として変更できないものとします。
- (6) 評価点が同点の者が2者以上いる場合の順位は審査委員会が審議して決定します。
- (7) 真庭市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象となります。ただし、提案者が事業を営む上で、正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合があります。

なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響が出るおそれがある情報については決定後の開示とします。

1 3. 担当部署(提出・問合せ先)

真庭市産業観光部林業・バイオマス産業課 担当 小山

〒719-3292 真庭市久世2927番地2

TEL 0867-42-5022

E-mail biomass@city.maniwa.lg.jp

【 審 査 基 準 】

第1次審査

評価項目	評価の視点	配点
業務実績	非公表	非公表
業務実施体制	非公表	非公表

第2次審査

評価項目	評価の視点	配点
実施方針等	非公表	非公表
プロジェクト登録・認証発行	非公表	非公表
J-クレジットの 販売方法と 収益分配	非公表	非公表
その他提案	非公表	非公表
業務工程	非公表	非公表
業務内容の総合的 理解度	非公表	非公表
	非公表	非公表